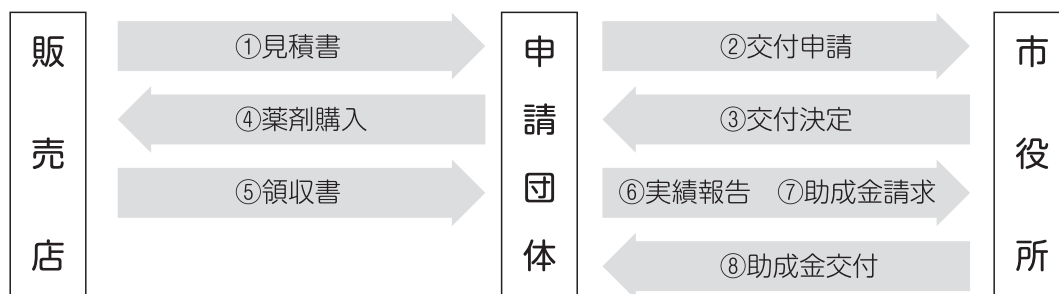


衛生害虫の駆除費用を助成します

市では、自治会などで行う衛生害虫(アメリカシロヒトリ等)駆除に係る薬剤購入費の一部を助成しています。

対象経費 市内に所在する自治会(町内会)等が行う衛生害虫駆除の薬剤購入に要する経費
交付額 1団体1万円を限度とし、市の予算の範囲内で交付します。
申請の流れ



※交付決定を受ける前に購入したものは対象になりません。 ※実績報告書に領収書を添付してください。

【問い合わせ先】 環境衛生課 電話42-2111 (内線283・284)

農業委員会からお知らせ

農地を農地以外に転用する場合は、許可が必要です。

農地を宅地や資材置場、砂利採取など一時的な場合も含めて、農地以外に利用する場合は許可申請など手続きが必要です。なお、許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復など命ずることができます。

〈罰則〉無断転用をした者は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金。

また、知事の原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金となっています。

農地の転用には、法律により規制がありますので、転用する場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

耕作放棄農地解消について

農地に雑草等が生い茂っている場合は、周辺の農地等に悪影響を及ぼす可能性がありますので、早急に適正な管理をしてください。

なお、農地の貸し付けや売却等を希望する場合は、農業委員または農業委員会までご相談ください。

【問い合わせ先】 農業委員会 (柏分庁舎内) 電話25-3820

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を知っていますか？

●ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を配付しています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら、電車、バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



●ヘルプカードとは

障害のある方が困ったときに助けを求めるときのものです。「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結ぶカードです。障害のある方から「ヘルプカード」の提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。

※ヘルプカードには個人情報が多く含まれますので、取り扱いには十分注意してください。



配付対象 身体障害、知的障害、発達障害のある方など (手帳の有無は問いません)

配付場所 福祉課 (⑦窓口)

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線241)

つがる市消防署 新救急自動車の運用開始



消防本部では、つがる市消防署の救急自動車を更新し、平成30年3月12日から運用を開始しました。

高度救命処置用資器材の搭載、心拍数等のバイタルサインや負傷部位の画像を搬送先病院へ伝送するシステム、搬送中の傷病者の負担を軽減する磁気式の防振ベッド、緊急自動車に備え付ける「再帰性に富んだ反射材」などを導入し、市民の皆さまからの救急要請に対応します。

【問い合わせ先】 消防本部 警防課 電話42-7745

中小企業者や起業者の皆さまを支援します

市内で操業している中小企業者や、これから市内で起業される方に、補助金を交付します。

1. 中小企業借入資金信用保証料補給金 (募集期間：通年)

事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県特別保証融資制度により、信用保証料の補助を行います。

対象者	補助内容
①市内に主たる事業所を有する中小企業者で青森県特別保証融資制度により融資を受けた方	信用保証料の2分の1 (上限20万円)
②青森県未来を変える挑戦資金の中で「県内で中小企業者として創業する事業」のうち創業5年未満で市内に居住していて、借入金1千万以内で借入期間が10年未満の方	全額補助

2. U I Jターン起業支援事業 (募集期間：通年)

雇用の場を創出するために、U I Jターンにより市内で起業する方を対象に、事業活動に必要な資金（事務所費等）の一部を、補助します。

対象者	補助内容
①U I Jターンにより市内に移住した方 ②事業を起こした日が申請日より1年以内であること ③市内に住所を定めた日と開業日が異なる場合は、当該期間がおおむね1年以内であること ④主たる事業所が市内にある方	①機器リース料 ②人件費 ③賃借料及び共益費上記のいずれかの経費に対し、月額25,000円を上限に3年間補助します。

3. 中小企業拡大総合支援事業 (募集期間：通年)

市内の中小企業者が事業拡大に向けた取り組みに対し経営コンサルタント等の民間の専門家を招き、経営の診断や助言を行うための経費を補助します。

対象者	補助内容
①市内に主たる事業所を有する中小企業者 ②経営の多角化や市場開拓、販路拡大などによる事業拡大に取組む意欲のある中小企業者の方	専門家を招き要した経費で、1社2回まで1回あたり上限3万円を補助します。

4. 空き店舗新規出店者経営支援事業 (募集期間：5月1日～9月28日)

市内商店街等にある空き店舗を活用する新規出店者に経営支援を行います。

対象者	補助内容
①平成30年4月1日以降、空き店舗に入居し、かつ開業しようとする方 ②市内において開業する方 ③小売業、卸売業、飲食およびサービス業 ④新規に12カ月以上継続して営業できる方	店舗改装費の3分の2 (上限100万円) 店舗賃借料の3分の2 (上限60万円)

【1～3の事業の申し込み・問い合わせ先】 商工観光課 電話42-2111 (内線431)

【4の事業の申し込み・問い合わせ先】 商工会 電話42-2449